



東吉野村告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので告示する。

令和5年4月1日

東吉野村長 水本 実



1. (1) 指定納付受託者の名称及び所在地

PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 指定日 令和5年4月1日

(3) 歳入等の種類 ふるさと納税に関する寄付金

(4) 歳入を納付する期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

2. (1) 指定納付受託者の名称及び所在地

SBペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸1丁目7番1号

(2) 指定日 令和5年4月1日

(3) 歳入等の種類 ふるさと納税に関する寄付金

(4) 歳入を納付する期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日